



あた ら ざいりゅうせいど ねん がつこのか あた ら か
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あた ら ざいりゅうせいど
[▶ A 新しい在留制度のトップへ](#)

なまえ う ひ せいべつ おとこ おんな こくせき ちいき か
5-2 名前、生まれた日、性別＜男か女か＞、国籍や地域が変わったとき

ちゅうちようきざいりゅうしゃ なまえ う ひ せいべつ おとこ おんな こくせき ちいき か にゅうこく
中長期在留者は、名前、生まれた日、性別＜男か女か＞、国籍や地域が変わったとき 入
かんりきょく い か ひ にちいない い ちか にゅう
管理局に 言わなければなりません。変わった 日から 14日以内に 言わなければなりません。近くの 入
こくかん りきょく い ざいりゅうきかん ざいりゅうしかく か にゅうこくかんりきょく い し
国管理局へ 行って ください。在 留 期間、在 留 資格を 変えたいときも 入 国管理局に 言います。市
やくしょ くやくしょ ざいりゅうしかく あた ら ざいりゅうせいど
役所や 区役所では できません。([B 在留資格2](#)、 [A 新しい在留制度1-4](#)) を みて ください)